

工業用水道事業法施行規則（改正案新旧対照表）

新	旧
<p>工業用水道事業法施行規則 (昭和三十三年十月二十四日) (通商産業省令第百十八号)</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 (略) (書類の経由等)</p> <p>第二条 (略) (事業の届出および許可の申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項の届出書または申請書の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第6項で定める公共施設等運営事業（以下「公共施設等運営事業」という。）の実施に係る申請である場合にあっては、同法第22条第1項で定める公共施設等運営権実施契約に係る書類の写。</u></p>	<p>工業用水道事業法施行規則 (昭和三十三年十月二十四日) (通商産業省令第百十八号)</p> <p>(用語)</p> <p>第一条 (略) (書類の経由等)</p> <p>第二条 (略) (事業の届出および許可の申請)</p> <p>第三条 法第四条第一項の届出書または申請書の様式は、様式第一のとおりとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>(新設)</p>

5 前項第九号に掲げる書類において、第2項、第3項および前項第一号から第八号の書類に記載される内容が定められている場合には、当該書類の写しをもって、第2項、第3項及び前項第1号から第8号の書類に代えることができる。

(変更の届出および許可の申請)

第四条 法第六条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第九による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 公共施設等運営事業によるものであり、かつ、公共施設等運営権実施契約に係る書類の内容の変更を伴う場合には、当該書類の写。

(氏名等の変更の届出)

第五条 (略)

(承継の届出)

第六条 (略)

(事業の休止および廃止)

第七条 (略)

(給水開始前の届出)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 法第十七条第一項の規定により供給規程の設定の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の設定の認可を受けようと

(新設)

(変更の届出および許可の申請)

第四条 法第六条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第九による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(氏名等の変更の届出)

第五条 (略)

(承継の届出)

第六条 (略)

(事業の休止および廃止)

第七条 (略)

(給水開始前の届出)

第八条 (略)

第九条 (略)

第十条 法第十七条第一項の規定により供給規程の設定の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の設定の認可を受けようと

する者は、様式第十四による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金に関する説明書
- 二 様式第十五による収支見積書

2 (略)

3 前項において、公共施設等運営事業によるものであり、かつ、公共施設等運営権実施契約に係る書類の内容の変更を伴う場合には、当該書類の写を添付しなければならない。

(自家用工業用水道の届出)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(水質の測定を行わないことの承認の申請)

第十三条 (略)

(報告の徴収)

第十四条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第十五条 (略)

(意見の聴取)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

する者は、様式第十四による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 料金に関する説明書
- 二 様式第十五による収支見積書

2 (略)

(新設)

(自家用工業用水道の届出)

第十一条 (略)

第十二条 (略)

(水質の測定を行わないことの承認の申請)

第十三条 (略)

(報告の徴収)

第十四条 (略)

(立入検査の身分証明書)

第十五条 (略)

(意見の聴取)

第十六条 (略)

第十七条 (略)

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

(経過規定による届出)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十五条 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第二十六条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十七条 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十八条 (略)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第二十九条 (略)

附 則 (略)

様式第1～様式第11 略

第二十一条 (略)

(経過規定による届出)

第二十二条 (略)

第二十三条 (略)

第二十四条 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十五条 (略)

(フレキシブルディスクの構造)

第二十六条 (略)

(フレキシブルディスクの記録方式)

第二十七条 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十八条 (略)

(電子情報処理組織による手続の特例)

第二十九条 (略)

附 則 (略)

様式第1～様式第11 略

様式第12

機密性○

様式第12

事業休（廃）止届出（許可申請）書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名または名称および住所
届出（申請）者 ならびに法人にあつてはその代表者の氏名および住所 印

工業用水道事業法第9条第1項（第2項）の規定に基づき、工業用水道業の休（廃）止について、下記のとおり届け出（申請）します。

休（廃）止年月 日	年 月 日
休（廃）止の理 由	
休（廃）止の理 由	
休（廃）止の理 由	
一部休止の場合は、その範囲	

備考 1 用紙の大きさは、A列4号とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第13～様式第40 略

様式第12

機密性○

様式第12

事業休（廃）止届出（許可申請）書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名または名称および住所
届出（申請）者 ならびに法人にあつてはその代表者の氏名および住所 印

工業用水道事業法第9条第1項（第2項）の規定に基づき、工業用水道事業の休（廃）止について、下記のとおり届け出（申請）します。

休（廃）止年月 日	年 月 日
休（廃）止の理 由	
一部休止の場合は、その範囲	

備考 1 用紙の大きさは、A列4号とすること。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第13～様式第40 略